

フルハーネス型墜落制止用器具特別教育について

(労働安全衛生法 第59条、労働安全衛生規則第36条)

高所作業の現場において、長年、安全帯(セーフティベルト)と呼ばれてきた保護具の呼称が「墜落制止用器具」と改められ、平成31年2月1日より高所作業で使用する墜落制止用の保護具はフルハーネス型を原則とするとともに、U字つり型は墜落制止用器具とはみなさないこととなりました。

加えて、高さ2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいては、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行なう作業(ロープ高所作業は除く)に就く者には特別教育の受講が義務付けられることになりました。

【講習内容】

区 分	講 習 科 目	講習時間
学 科	作業に関する知識	1時間
	墜落制止用器具に関する知識	2時間
	労働災害の防止に関する知識	1時間
	関係法令	0.5 時間
実 技	墜落制止用器具の使用法等	1.5 時間

※講習は、テキスト(日本語)を使用しての講義となります。

【修了証】

全ての講習を受講されますと、修了証を交付いたします。